

矢板市公共交通のバス停留所ネーミングライツ事業募集要項

1 趣旨

矢板市の持続可能な公共交通体系の構築と官民連携による相互の活性化を図るため、ネーミングライツ（市営バス停留所に愛称を付ける権利をいう。）を取得する企業又は団体（以下「企業等」という。）を募集します。

2 愛称の付与

(1) 区分及び条件

バス停名称に、以下の区分により企業等の名称又は愛称を付与することができます。ただし、企業等のロゴマークの掲載及びフォントの指定はできません。また、条例・規則等で定める正式名称は変更しません。

区 分	内 容	条 件
本名称	バス停名称そのものを、愛称に変更するもの。ただし、原則として愛称の後に「前」をつけること。	バス停付近に所在し、バス停名称として市長がふさわしいと認めるもの
副名称	既存のバス停名称に新たな愛称を併記するもの。ただし、原則として愛称の後に「前」をつけること。	

※バス停付近とは、原則としてバス停から半径50m以内を目安とする。

※バス停付近に所在しない企業等の場合、愛称の後に「協賛」をつける（副名称のみ）。

(2) 愛称の内容

バス停付近に所在し、利用者に理解しやすい愛称としてください。ただし、次のような愛称は使用できません。

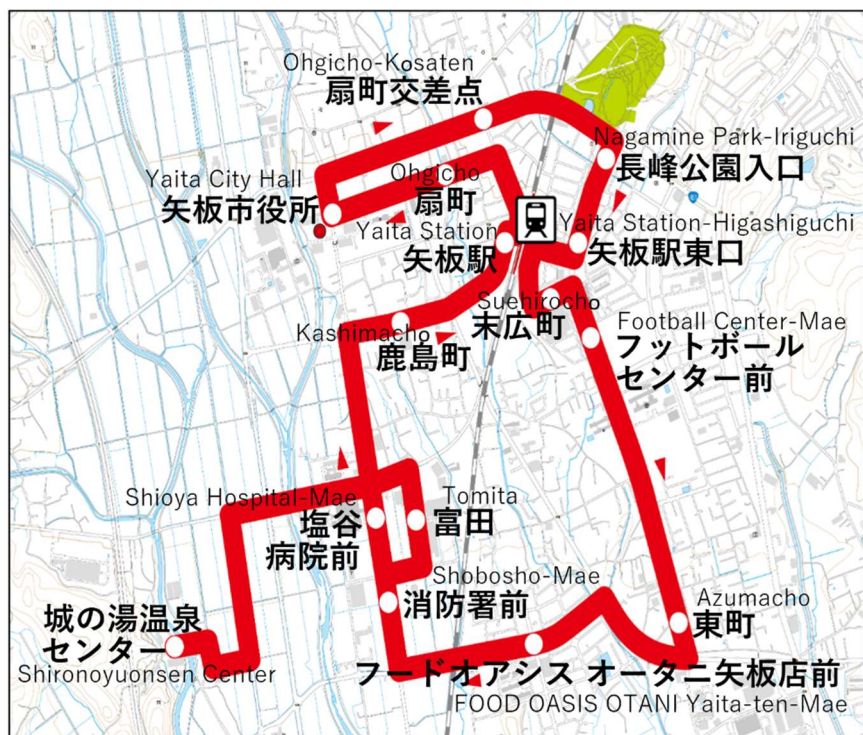
- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のおそれがあるもの
- ⑤ 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- ⑥ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑦ その他、公の施設の愛称として適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間中の愛称変更はできません。

3 対象施設

No.	バス停名	バス停所在地	募集区分	
			本名称	副名称
1	扇町	矢板市扇町一丁目 1 0 5 9 - 5 先	○	○
2	扇町交差点	矢板市扇町二丁目 1 2 7 9 - 5 先	○	○
3	長峰公園入口	矢板市末広町 3 6 - 6 先	○	○
4	矢板駅東口	矢板市末広町 4 2 - 9 先	○	○
5	末広町	矢板市末広町 2 3 先	○	○
6	フットボール センター前	矢板市末広町 4 9 - 1 先	○	○
7	東町	矢板市東町 1 2 2 3 - 3 先	○	○
8	木幡通り	矢板市木幡 2 5 7 3 - 1 先	【愛称付与済】 フードオアシス オータニ矢板店前	
9	消防署前	矢板市木幡 1 5 6 2 - 2 先	○	○
1 0	富田	矢板市富田 1 5 6 先	○	○
1 1	鹿島町	矢板市鹿島町 4 7 4 - 1 先	○	○
1 2	矢板駅	矢板市扇町一丁目 1 2 2 8 先	—	○
1 3	城の湯温泉セ ンター	矢板市川崎反町 2 9 3	—	○



4 掲載期間

3 年間

※運行計画の変更等によりバス停が廃止された場合は、当該期間

※原則として、申込があった翌々月からの名称変更

5 ネーミングライツ料及び特典

区分	料金（年間）	特 典
本名称	50,000円	・バス停に愛称付与 ・バス停、市ホームページ及び市が発行する路線図・時刻表等への愛称掲載 ・車内アナウンスでの案内 ・(店舗等の場合) 敷地内へのバス停設置
副名称	10,000円	・バス停に愛称を併記 ・バス停、市ホームページ及び市が発行する路線図・時刻表等への愛称掲載

※一つのバス停には、本名称又は副名称のいずれか一つとします。

※同一のバス停への掲載を希望する企業等が多数ある場合には、審査会で決定します。

※納付済の料金は返還しません。ただし、市の都合によりバス停が廃止になった場合は、当該期間に応じて返還します。

※バス停表示の貼替等の費用は市が負担します。

※敷地内へのバス停設置については、運行の安全上の理由または利用者の利便性が著しく低下する場合には、設置しないことがあります。

6 応募手続き

(1) 応募方法

「矢板市ネーミングライツ事業申込書」に必要書類を添付して、直接又は郵送により、下記までご提出ください。

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号 矢板市都市整備課 宛て
(直接ご持参いただく場合は、市役所開庁日の8:30~17:15)

(2) 募集期間

随時受付を行う。

(3) 必要書類

- ① 矢板市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
- ② 矢板市ネーミングライツ事業申込に係る誓約書（様式第2号）
- ③ 暴力団との関係についての誓約書兼同意書（様式第3号）
- ④ 企業等の概要を記載した書類
- ⑤ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑥ 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る）
- ⑦ 直近3事業年度分の貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書（法人の場合に限る）
- ⑧ 直近1事業年度分の市税完納証明書

7 ネーミングライツ・パートナーの選定

(1) 候補者の選定方法

審査会において、下記の審査基準に基づき総合的に評価を行い、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定します。（応募者が1社の場合も審査会を開催）

【審査基準】

審査項目	評価項目	配点
愛称	・ 市民や利用者にとってわかりやすい愛称か。 ・ バス停の名称にふさわしい愛称か。	40 点
利便性	(敷地内乗り入れの場合) 利用者の利便性を向上させているか。	30 点
応募の動機	動機が適切か。	20 点
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性	10 点
合 計		100 点

(2) 決定及び公表

市と候補者とで協議の上、ネーミングライツ・パートナーとして決定し、契約を締結します。また、必要に応じて市ホームページ等で公表します。

(3) 要件

次のいずれにも該当しない企業等とします。

- ① 法令等に違反している企業等
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加が認められていない企業等
- ③ 市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない企業等
- ④ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業等
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きをしている企業等
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業を行う企業等及び当該営業に類する営業を行う企業等
- ⑦ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 2 項に規定する貸金業者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものと除く。）
- ⑧ ギャンブルに関する企業等。（ただし、当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）に規定する宝くじに係るものは除く。）
- ⑨ 法令等の定めのない医療類似行為を行う企業等
- ⑩ 政治性又は宗教性のある事業を行う企業等
- ⑪ 矢板市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 26 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定す

る密接関係者が経営に実質的に関与している団体等、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている団体等及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している企業等

- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある企業等
- ⑬ その他市長が適当でないと認める企業等

8 担当、お問い合わせ

〒329-2192 栃木県矢板市本町5-4

矢板市建設環境部都市整備課 計画担当

電 話 0287-43-6213

ファクス 0287-43-9790

メール tosiseibi@city.yaita.tochigi.jp